# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

| 1. | 今回 | のあ | つせん | 等 | の概要 |
|----|----|----|-----|---|-----|
|    |    |    |     |   |     |

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

## 茨城国民年金 事案 1406

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年4月から 58 年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から53年3月まで

② 昭和57年4月から58年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の 保険料が未納とされていた。昭和 50 年 10 月頃に結婚し、夫婦一緒に国民 年金の加入手続を行い、保険料も夫婦一緒に納付していた。

このため、申立期間について夫の国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみ未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A市区町村(現在は、B市区町村)の国民年金印紙検認記録簿により、申立人及びその夫に係る納付日及び申請免除の記録は、当該期間を含め、昭和54年度から平成2年度まで全く同一であることが確認できることから、当時の申立人及びその夫は、納付又は免除申請を一緒に行っていたことが認められるところ、申立期間②については、同記録簿には夫婦ともに「検認票なし」と記載されているものの、オンライン記録では申立人の夫は納付済みとなっていることから、申立人の分も一緒に納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は昭和50年10月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の任意加入者の被保険者資格取得日が53年7月24日であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられ、この時点において、当該期間の一部については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番ではない上、年金手帳記号番号払出簿により、その夫の国民年金手帳記号番号が昭和50年10月15日にC市区町村(現在は、D市区町村)に払い出されたことは確認できるものの、申立人にも同時期に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料 を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

#### 茨城国民年金 事案 1407

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月及び同年10月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立期間 : 平成3年9月及び同年10月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、定額保険料のみが納付済みとなっており、付加保険料の納付記録が無かった。私は、国民年金基金に加入するため、付加年金の辞退を申し出たのは事実だが、平成3年11月に同基金に加入する直前まで付加保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の付加保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市区町村(現在は、B市区町村)の国民年金被保険者名簿により、申立期間についての国民年金保険料は定額納付となっていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致しており、不自然な点は見られない。

また、オンライン記録により、申立人の付加記録は、平成3年9月17日付けで、本人の申出により、同年8月までとなっていることが確認できる。

さらに、申立人は、付加年金の辞退を申し出るために市区町村役場へ行ったことは記憶しているが、その時期等の具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 茨城国民年金 事案 1408

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの期間、59年3月から同年6月までの期間及び60年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から57年3月まで

② 昭和59年3月から同年6月まで

③ 昭和60年6月から同年9月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の 保険料が未納となっていた。

私は、昭和55年頃、A市区町村(現在は、B市区町村)において国民年金の加入手続を行い、その後、数回転職したが、無職であった期間は、その都度国民年金に加入し、私か妻か父親が保険料を納付していたはずである。申立期間当時、保険料の未納があれば督促状が届くと思われ、督促されれば、必ず保険料を納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年頃、A市区町村において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳前渡整理簿により、平成2年10月16日にB市区町村に払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられ、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、昭和55年当時の申立人の住所地はC市区町村であるため、A市区町村において国民年金の加入手続を行うことはできない上、平成2年10月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人の申立期間については、いずれも 平成2年12月13日に国民年金被保険者期間として追加されたものであり、 それまでは未加入期間であったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 茨城厚生年金 事案 1948

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から56年3月まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた昭和51年4月から56年3月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には、社員寮の管理人として勤務しており、また、再婚した妻も同社に勤務し厚生年金保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社からの回答により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。 しかし、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は確認できない。 また、B社に照会したところ、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除に ついては不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立人が自身の前々任者として名前を挙げた者は、A社に係る健康 保険厚生年金保険被保険者原票に氏名が無い。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚7人のうち連絡先の判明した4人、及び申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した男性の同僚で連絡先の判明した5人の計9人に照会したところ、8人から回答が得られたものの、申立人の勤務実態及び給与からの保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 茨城厚生年金 事案 1949

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月16日から37年4月2日まで 年金事務所に年金記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、 本店からB支店に異動した昭和34年1月からの標準報酬月額が、それ以前 と比べ低くなっていることが判明した。私は、異動して給与が減額された覚

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員原簿により、申立人の月俸と臨時手当の合計額は申立期間の前後を通じて上昇していることが確認でき、申立てのとおり、申立人が同社の本店からB支店に異動した際に給与が減額されていないことが認められる。

えはないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

しかしながら、同職員原簿により、申立期間の前後を通じた期間における申立人の月俸と臨時手当の合計額は、オンライン記録における標準報酬月額以下であることが確認できるとともに、A社から、申立人の申立期間における基本給は、職員原簿上の月俸に臨時手当を足した金額であったと思う旨の回答が得られている。

また、申立人が、同期で給与等の取扱いが自分と同様であったとして名前を 挙げた同僚2人に照会したところ、給与に係る具体的な証言は得られず、その うちの1人については、オンライン記録により、申立人と同様に、他支店異動 後の標準報酬月額の方が低額となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様に昭和34年1月16日付けでA社本店において被保険者資格を喪失し、同社B支店において資格を取得した男性が申立人以外に5人いることが確認できるところ、そのうち、異動後の標準報酬月額の方が低額となっている1人については、連絡先不明で照会することができず、異動後の標準報酬月額の方が高額か、又は異動前後で同額となっている残りの4人については、そのうち連絡先の判明した3人に照会したものの、申立人の給与に係る具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。